省　令

○法務省令第二十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月六日

法務大臣　馬場みどり

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「札幌入国管理局小樽港出張所　小樽市」を「札幌入国管理局旭川出張所　旭川市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月六日から施行する。

○農林水産省令第五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月六日

農林水産大臣　西川　公也

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤の項の次に次のように加える。

エトキサゾールを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	１日量としてケージの底面積１㎡当たり94.5㎎以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前５日間

別表第一エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の項中「アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）」を「次項に掲げるもの」に改める。

別表第一オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤（２―ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の項中「２―ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）」を「次項に掲げるもの」に改める。

別表第一セファゾリンを有効成分とする乳房注入剤の項中「乳房注入剤」の次に「（次項に掲げるものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

セファゾリンを有効成分とする乳房注入剤であってカプリル酸モノグリセライドを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛（泌乳しているものに限る。）	１日量として搾乳後に１分房１回当たり150㎎（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前60時間

別表第一ピチオノールを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

ピルビン酸メチルを有効成分とする薬浴剤	ふぐ目魚類	水１㎥当たり300mL以下の量を添加して薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前１日間

別表第一プラジクアンテルを有効成分とする飼料添加剤の項の次に次のように加える。

フルニキシンメグルミンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	１日量として体重１kg当たり１㎎以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間

別表第一の注中17を18とし、16を17とし、15の次に次のように加える。

16　「畜舎噴霧剤」とは、畜舎（鶏舎を含む。）内に噴霧する方法により使用する動物用医薬品をいう。

別表第二イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤（プロピレングリコールを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の項中「プロピレングリコールを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）」を「次項に掲げるもの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。